災害時における避難場所に関する協定書

水害、地震等による災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保のための避難施設について、△△株式会社（以下「甲」という。）と○○区自主防災会（以下「乙」という。）は、甲の所有し管理する施設及び土地の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条 本協定は、安曇野市内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における被災者または避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条 この協定において「災害」とは，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２号）第２条第１号に定める災害をいう。

（対象施設及び土地）

第３条 対象とする施設は、△△株式会社［安曇野市○○□□-□番地］とする。

２ 施設の安全な使用のため、施設内で避難場所として使用する範囲、並びに収容人数は災害発生時の状況に応じ、甲の活動を妨げない範囲で甲乙協議の上決定する。乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

（避難場所の利用要請）

第４条 乙は、地域住民に避難の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて甲に対し予め連絡をし、前条に掲げる施設の避難場所としての利用について確認するものとする。ただし、突発的な水害あるいは地震等の発生により被災した地域住民が施設に避難してきた場合においては、甲の職員がいるときは直ちにこれを受け入れ、甲から乙に連絡するものとする。

（使用の期間）

第５条 施設の使用期間は、原則として乙が甲に対して開設要請を行った時から市が指定避難所を開設した日までの間とする。ただし、発生した被害の状況等により期間を延長する必要があると認められるときはその期間を甲乙協議の上決定する。

２ 前項により、乙は、甲の管理する施設の避難場所としての使用を終了する際は、甲に報告するとともに施設を原状に復すものとする。

（避難場所の管理）

第６条 避難場所の管理運営は、甲、乙、避難者の三者が協働で行うものとする。

２ 使用施設の鍵の開閉は、甲が責任をもって行うものとする。

３ 甲と乙は協働で予め、ライフラインの確保や防災用品の備蓄等、避難場所となった場合を想定して準備に努めるものとする。

（経費の負担）

第７条 乙は、避難場所の運営に関して、止むを得ず甲の所有する備品等を使用した場合その対価を負担するものとする。

２ 乙は、避難住民が甲の施設及び設備等を破損又は汚損あるいは紛失をしたときは、これに係る経費を負担しなければならない。

３ 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲乙協議の上負担すべき額を決定するのものとする。

（個人情報の保護）

第８条 甲は、避難場所開設によって個人情報を取り扱う場合知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

（連絡責任者）

第９条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては○○、乙においては○○区自主防災会長とする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和○○年３月３１日までとし，有効期間満了日１ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに１年間継続をするものとし、以後同様とする。ただし、甲又は乙において協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上協定を解約することができるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を２通作成し，甲乙双方が記名押印の上各自１通を保有する。

協定締結日

令和○○年○月○日

甲

○○株式会社　　代表取締役　　　△△　□□

乙

○○区自主防災会　会長　　　　　△△　□□